議会案第三号

三朝町議会委員会条例について

右の議案を別冊の通り発議する。

昭和三十一年九月二十九日

発議者　大橋一男
賛成者　山崎辰己
〃　岸田節
〃　渡辺賢造

三朝町議会議長　天野廉三殿

理由

昭和三十一年法律第一四七号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い現行の議会常任委員会及び特別委員会条例の全文の改正を必要とする。

修正可決

昭和卅壱年九月廿九日

東伯郡三朝町議會議長　天野廉

鳥取縣東伯郡三朝町議會議長印

三朝町議会委員会條例

第一章　通則

（常任委員会の設置）

第一條　議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称及びその所管）

第二條　常任委員会の名称及び所管は次の通りとする。

総務委員会　総務課（但し厚生課に関する事務を除く）出納室、教育委員会の所管に属する事務に関する調査及び議案請願、陳情等の審査

建設土木委員会　建設土木課の所管に属する事務に関する議案、請願、陳情等の審査

厚生委員会　厚生課の所管に属する事務に関する議案、請願、陳情等の審査

教育民生委員会　教育委員会の所管に属する事務に関する議案、請願、陳情等の審査

（常任委員の定数）

第三條　常任委員会委員の定数は、議長が議会に諮ってこれを定める。

（常任委員の任期）

第四條　常任委員の任期は四年とする。たゞし、後任者が選任されるまで在任する。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第五條　特別委員会は、特定の事件を審査するため必要がある場合において、議会の議決で置く。

2　特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第六條　常任委員及び特別委員（以下「委員」という）は、議長が全員に諮つて指名する。

2　議長は、議員の申出があるときは、会議に諮つて当該議員の属する委員会を変更することができる。

（委員長及び副委員長）

第七條　常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という）に委員長及び副委員長一人を置く。

2　常任委員会の委員長及び副委員長は、議会において各々その常任委員の中から選挙する。

3　特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員がこれを互選する。

4　委員長の任期は委員の任期による。

（委員長の議事整理権及び秩序保持権）

第八條　委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

第九條　委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2　委員長及び副委員長にともに事故があるときは年長の委員が委員長の職務を行う。

（委員長及び副委員長の辞任）

第十條　委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

第二章　会議及び規律

（招集）

第十一條　委員会は、委員長が招集する。

2　人以上の委員から、委員会において審査または調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

（会議の定足数）

第十二條　委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十四條（委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のために半数に達しないときは、この限りではない。

（表　決）

第十三條　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2　前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

（委員長及び委員の除斥）

第十四條　委員長及び副委員長または委員は、自己若しくは、父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは、兄弟姉妹の一身上に関する事件または、自己若しくは、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して発言することができる。

（傍聴の取扱）

第十五條　委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2　委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（秘密会）

第十六條　委員会は、議決により、秘密会とすることができる。

（出席説明の要求）

第十七條　委員会は、審査または調査のため、三朝町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長、及び監査委員、その他の法令または條例に基く委員会の代表者または委員並びに委任または嘱託を受けた者に対し説明を求めまたは出席を求めようとするときは議長を経てしなければならない。

（議事妨害及び離席の禁止）

第十八條　委員は、会議中みだりに発言し、または騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2　委員は、会議中みだりに離席してはならない。

（秩序保持に関する措置）

第十九條　委員会において地方自治法、会議規則またはこの條例に違反し、その他委員会の秩序をみだす議員があるときは、委員長は、これを制止し、または発言を取り消させることができる。

2　委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、または退場させることができる。

3　委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは委員会を閉じ、または、中止することができる。

第三章　公聴会

（公聴会開催の手続）

第二十條　委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2　前項の承認があつたときは、委員長はその日時、場所及び意見を聞こうとする事件を公示しなければならない。

（公述希望者）

第二十一條　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び事件に対する賛否をその委員会に申出なければならない。

（公述人）

第二十二條　公聴会において、意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という）は、前條の規定によりあらかじめ申出た者及びその他の者の中から委員会において定め、本人にその旨を通知するとともに議長に報告する。

2　あらかじめ申出た者の中に、その事件に対して賛成者及び反対者があるときは一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第二十三條　公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2　前項の発言は、その意見を聞こうとする事件の範囲を超えてはならない。

3　公述人の発言が、前項の範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があつたときは、委員長は、発言を禁止し、または退席させることができる。

（委員と公述人の質疑）

第二十四條　委員は公述人に対して質疑をすることができる。

2　公述人は委員に対し質疑することができない。

（代理人または文書による意見の陳述）

第二十五條　公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可し

た場合はこの限りでない。

第四章　記　録

（記録の作製）

第二十六條　委員長は、書記をして記録を作製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2　前項の記録は、議長がこれを保管する。

第五章　補　則

（必要な事項の制定）

第二十七條　この條例及び会議規則に定めるもののほか委員会について必要な事項は委員会が定める。

附　則

1　この條例は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2　三朝町議会常任委員会、特別委員会條例（昭和二八年條例第二号）は廃止する。